

愛知県食育推進会議条例（平成18年3月28日愛知県条例第4号）

（設置）

第一条 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第三十二条第一項の規定に基づき、愛知県食育推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 推進会議は、愛知県食育推進計画を作成し、及びその実施を推進する。

（組織）

第三条 推進会議は、会長及び委員二十九人以内で組織する。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

（会議）

第四条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議においては、会長が議長となる。
- 3 推進会議は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第五条 推進会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（雑則）

第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県食育推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県食育推進会議条例（平成18年条例第4号）第6条の規定に基づき、愛知県食育推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があったときは、愛知県農業水産局長である委員がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により推進会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合は、別記様式により会長に届け出なければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、推進会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りでない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議録)

第5条 会長は、会議を開いたときは会議録を作成する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

3 会議録は、出席した委員のうち会長が指名する2名が署名する。

4 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第6条 推進会議に関する庶務は、愛知県農業水産局農政部食育消費流通課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成１８年５月３０日から施行する。

この要綱は、平成２６年６月１０日から施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。